

光厳天皇宸筆「山王七社法楽和歌」について

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 1987-03-01 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 永井, 義憲 メールアドレス: 所属:
URL	https://otsuma.repo.nii.ac.jp/records/1564

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



光厳天皇宸筆「山王七社法楽和歌」について

永 井 義 憲

一

昭和六一年七月私の居住している町、すなわち千葉県長生郡長柄町榎本の尾高正久氏宅において、光厳天皇宸筆の和歌懐紙一軸を拝見することが出来た。この和歌ははやく『史徴墨宝』（明治二七年刊）に子爵田中光顕君蔵として木版で世に紹介せられ、その巻末に付せられた考証に活字として翻刻せられたものである。のち『光厳天皇遺芳』（常照皇寺刊・昭和三九年八月）におさめられ、さらに『京都寺史考』（赤松俊秀・昭和四七年九月刊）にも転載せられている。この原本は長い間所在不明となり、研究者が求めながらも止むを得ず、『史徴墨宝』によっていたのであるが、いま原本と前掲の翻刻のものとの対校すると僅かではあるが、誤謄が存在していることに気づいた。またこれが収められていた箱に墨書せられた文字、また添附せられている紙片によって伝来の事情の一部を知ることが出来たので、この数奇な運命のなかに、さまざまな苦難の境遇に会いながらも最後に禅道修行に徹せられ、歴代天皇の中でも、最も清澄な生涯をおくられた光厳天皇を偲びながら、ここにそれらのことを報告しておきたい。

まずこの宸筆懷紙の本文について翻刻に誤読のあったことを述べたい。

謹奉法樂 日吉山王

七社和歌

太上天皇量仁

(一) 神のますおひえの山にすむ月の

あまねき影に我しもれめや⁽¹⁾

(二) 国⁽²⁾やたれ民やすからぬすゑの世も

神かみならばたゞしおさめよ⁽²⁾

(三) ちりにけかれにこれる水にすむ月の

すむやすますや神てらし見よ

(四) 神にいのる我ねき事のいさゝかも⁽³⁾

我ためならば神とかめたまへ

(五) 神をたのむ我もし神にすてられは⁽⁴⁾

神のちかひのなきにこそあらめ

(六) 神と我と二はなしと見るこゝろ

へたてしなくは見そなはし給へ

(七) ことの葉のかすく、神の見そなは、
のちの世までのしるへにそなれ⁽⁶⁾

(1) もれめやしもすめや (赤) (2) たよししたし (考) (赤) (3) いさかもいささかも (赤) (4) 神をたのむし神とたのむ (考)
(5) 見そなは、見そなはは (赤) (6) しるへにそなれしるへとをなれ (考) しるへとそなれ (赤)

(考) 『史徴墨宝』巻末の考証 (赤) 『光厳天皇遺芳』『京都寺史考』所載赤松俊秀氏解説

この宸筆和歌の存在について南北朝史研究の第一人者であられる村田正志博士にお知らせしたところ、長年その所在不明であったこの懐紙の発見を喜ばれて八月二〇日来町せられ、その真蹟であることを確認せられると同時に次の一文を所藏者尾高正久氏に寄せられた。ここに紹介する。

光厳天皇宸筆法楽和歌 一幅

本文書は光厳天皇が日吉山王七社、即ち現今の滋賀県日吉神社に天下泰平を祈願し、奉納された法楽和歌七首を書記したもので、全文が同天皇の宸筆にかかる。巻首に謹奉法楽日吉山王七社和歌太上天皇量仁とあり、年時は記されていないが、恐らく延元々々年五・六月の頃、書記されたものであり、当時同天皇はすでに讓位されていた。この前年、建武二年十一月足利尊氏・直義兄弟は鎌倉に在って後醍醐天皇に反し、同年末西上し、翌三年即ち延元々々年正月、官軍と戦って破れ、九州に西走した。然しやがて勢力を回復して東上し来り、五月楠正成を湊川に破って入京し、天下は騒然たる形勢となった。光厳天皇はかような世情を痛く憂えられ、この年三月伊勢太神宮・八幡大菩薩・春日社に宸筆の般若心経を奉納して御願の達成を期せられ、また同年六月七日後鳥羽院御影堂に御願文を納められているが、それは何れも御趣旨は天下泰平に存するものと考えられる。日吉社に奉納された本宸翰も、その法楽和歌の内容によって明らかなく、神明の加護に依り、天下の静謐、万民の安泰を祈念された同天皇の至誠に基くものたることが明らかである。

猶本宸翰は、明治の世に田中光頭伯の珍藏せられたものであり、修史局編輯の『史徴墨宝』に木版刷として収められ、

学界に知られていたのであるが、同伯没後、久しくその所在が不明になっていた。然るに近年に至り、これが千葉県尾高正久氏の所蔵たることが確認された。而してこれを学界に紹介の勞を執られたのは同県長柄町文化財産審議会委員長永井義憲氏である。

昭和六十一年八月二十日 村田正志

この宸筆和歌の意義・価値・成立についてはこの村田先生の御文章に尽きるのであるが、本誌の読者のために若干の説明を付記したい。

光厳天皇は御名量仁（かずひと）。第九三代の御伏見天皇の第一皇子。母は広義門院寧子。正和二年（一二三三）七月二日の誕生。嘉暦元年（一二三六）十四才の時、鎌倉幕府（北条氏）の支持によつて後醍醐天皇の皇太子に立たれた。元弘元年（一二三三）八月元弘の乱が起り、後醍醐天皇は笠置に僭幸せられたので幕府の推戴によつて元弘二年（一二三三）三月二日に践祚された。十九才である。この時には劍璽の授受はなく、後醍醐帝が捕えられ京都に還られた時にこれを受けた。後醍醐帝は隠岐に配流されたが、各地に反北条氏の挙兵があり、翌三年五月幕府軍の六波羅探題北条仲時は持明院統の後伏見、花園上皇、光厳天皇を奉じて関東へ逃がれんとして、近江の番場蓮華寺において自殺、天皇などは都へつれ帰されて五月一七日に退位、後醍醐天皇が復位された。後醍醐天皇は皇太子としての量仁親王に同年十二月七日、太上天皇の尊号を贈られた。その詔の中に「而皇太子謙讓合道」の語が見られる。しかし「建武の中興」とよばれたこの新政も僅か二年余にして建武二年（一二三五）足利尊氏が鎌倉に在つて叛旗をひるがえし、三年（一二三六）正月京都において破れたが九州に逃がれ、再び京都に上らんとして、五月これを迎え討つ楠木正成が湊川で敗死、新田義貞は北国に敗走し、足利尊氏は京に上つた。この年八月十五日、尊氏は光厳天皇の同母弟豊仁親王を擁立、光明天皇とし、南方の吉野に遷幸せられた後醍醐天皇の南朝に対立して始めて北朝の天皇が出現し、北朝において光厳上皇が院政をとられた。この動乱止む時のない中で、三月十四日宸筆の般若心経を書写せられて伊勢皇太神宮へ、三月二五日八幡大菩薩（男山）へ、三月二九

日には春日神社へ奉納せられた。その奥書には「忽依一字三礼之功德、速成二世無辺之願望矣」「願以一卷書写之功德、令救三界流転之衆生焉」「願依四所明神之利益、速滿三界衆生之願望矣。」などの語が見られ、六月七日の後鳥羽院御影堂に立願し給うた末尾も延元元年、太上天皇量仁と署名しておられる。この延元の年号はこの年二月二十九日に後醍醐天皇の改元せられた年号で、尊氏が入京以後六月十五日からふたたび建武三年（一三三六）と旧に復したのである。この日吉山王七社への奉納法楽和歌にはその年月が記されていないが、以上の諸社に奉獻せられた宸筆写経と同じ願をこめてこのころ、すなわち延元々年の四月・五月のころに奉納せられたとする村田博士の御説が妥当であろう。さて法楽ほうらくの和歌とは何か。法楽とは仏法を味わって喜び楽しむことであるが、法会ほうえに音楽を奏し本尊を供養する事から、神仏の前で經典を誦読して供養することをいう。神も仏も人が喜ぶものはみな喜んで受けられるというので、和歌をよみ能など演ずることも仏に対する供養であると考えられていたのである。他の神社には經典を献じ願文をのべているが、この奉獻の和歌はすべて卒直に願いをのべ、あだかも甘えるごとく、責むるが如く心の底からの真情を吐露しているのは何故であろうか。ここで想起するのは光厳天皇が山王七社の神々の加護のもとに誕生されたということである。『日吉山王利生記』はまだその成立・作者などが十分に研究されていないが、日吉山王社の靈験を集めたものでその続篇の第一話に、西園寺入道左府の御娘であられる広義門院は正和二年（一二三三）七月二日に御産平安に皇子が誕生せられたが、それよりさき前には皇女であったが、是非皇子をというので山王に祈られた。安居院法印覚守が日吉の社にこもられて修法していた時、その夢に猿（日吉の神の御使）が一つ現われて大きな橋を与えられたと思うと夢が醒めた。その時日と同じに皇子が誕生され、御産はまことに平安であった。すなわち次の年から日吉社に御願をかけられるようになった。「量仁親王天子の位に備給は、山王の御威光もいちじるしく、我山の繁昌も昔にはちぎそとて、時の人は申ける」とこの説話の末尾を結んでいる。すなわち光厳天皇にとって産土神うぶすなともいふべき親しさをもつが故に、和歌の形をとったこのすなおな呼びかけの作品が奉納されたのではなかったかと私は推測したい。

なお日吉山王七社に七首の和歌を奉ったのがこの一幅であるが、日吉はヒエとよみ、比叡山（日枝山）の地主神としておほやくいの大山咋神をまつたのが東本宮でこれが根本であるが、さらに大和から大己貴神（大物主神）を迎えたのが西本宮である。勧請された神ではあるがこれを「大比叡」とよび、地主神である大山咋神は謙讓した形で「小比叡」と称しこの両社を二聖とよんで尊敬する。また延暦寺を最澄が創建するに際し、一山の鎮守として奉斎したが、最澄が在唐の時の彼地の天台山国清寺に山王祠が有ったことにちなんで比叡神を山王と称したことから日吉山王社、山王権現とよばれるようになったという。東西の両本宮のほか、聖真子・八王子・客人・十禪師・三宮が奉斎せられ、以上を上七社とよび尊敬せられた。中世における出京・強訴の神輿はこの七社のものであり、またこの七の数は天台宗において重視する北斗七星信仰から生じた数である。なお現在神社で刊行している解説、または神道辞典その他の事典などに七社の社名・祭神などが記されているが、それは明治初年の神仏判然令発布以後のものによって記されているのであって、中世のそれでないことに注意しなければならぬ。各社の由来は『耀天記』（貞応二年成立）『蔽神鈔』（室町期成立）などにその記述が見える。

三

この和歌七首を山王七社に奉獻せられて以後の光厳天皇の運命は、歴代の天皇のうちでもっとも変転きわまりない苛酷の道を迎えられたのであった。北朝の光明・崇光両天皇の治世の上皇として院政をとられていたが、正平六年、（観応二年・一三五二）南朝の後村上三皇が京都に帰り、天下を統一して北朝を廢したときに崇光天皇光厳上皇を南朝の根拠地に幽閉した。まず東条（河内）に赴き、ついで賀名生（大和）に、さらに金剛寺（河内）に移された。光厳上皇はこの間に出家し法名を勝光智と号されたが、のちに覚明から禪衣を授けられ光智とされ、延文二年（一三五七）伏見に帰還し光厳院に住された。これより以後、世俗を絶ち、禪の修行に深く参入し、晩年は山国（丹波）の常照寺に禅僧としての簡素な生活を

営まれ、無範和尚と号しここでなくなられ、寺脊の山に葬られた。山国陵がこれである。幼少の時より花園天皇の熱心な教育を受けられ、連句・和歌・琵琶などに熟達せられ、儒仏にわたって深い教養をつまれて特に晩年の禅道に対する精進と、その悟道の深さを示された行動は後人の私たちに深い感動を与えるものがある。その御生涯については中村直勝・赤松俊秀など故人となられた先学の労作、およびこのたび種々の御教導いただいた村田正志先生のすぐれた御研究がある。今さらに付加えるものはないのであるが、この御宸筆の伝来についての資料若干をおわりに述べて見たいと思う。

この奉納和歌については前述のごとく早く『史徴墨宝』（明治一七年）に「子爵田中光顕君藏」として木版縮印して紹介せられたのであるが、その後、長く所在不明となり今日に至ったのである。いま尾高正久氏所蔵のそれを拝見すると、納められた杉箱のふたの裏、及び同封されている小紙片によって近世以降の伝来のあとを辿り得るように思われるのでここに若干の推測を加えて紹介しておきたい。

(1)箱蓋の裏墨書

為先考先妣傑山宗英居士追福
雄質知英大姉

享和元年辛酉

山中善蔵政員寄附

四月十四日

幻住 顕 孝 庵

天叟誌之

これらの墨書には墨筆による抹消の印の線が引かれているが、文字は明瞭である。すなわち享和元年（一八〇一）に山中善蔵政員が、なくなった両親の菩提を弔わんために寄附したものである事をおそらくは菩提寺である顕孝庵の住持である天叟が記したのである。この顕孝庵は『諸宗末寺帳』によって検索してみると、「正法山妙心禅寺末寺并末々帳」の大的和の部に、桃林寺・龍源寺・顕孝庵の三寺名が列記せられているがその所在地は記されていない。これらの寺名はすべて

大正二年の『全国寺院総覧』には見えず早く廃絶したのであることを示している。なお妙心寺末は、奈良県ではこの三寺だけである。ちなみに顕孝庵は『諸宗末寺帳』その他の記録類にも同名のものは見当たらない。いま『奈良県の地名』（平凡社刊）を見ると「吉野郡十津川郷」のうちには

「明治四年（一八七二）に全村士族に列せられた。――略――当時、郷内には五一ヶ寺（いずれも禅宗、京都宇治の興聖寺末か京都花園の妙心寺末）があったが、明治四年一郷あげて仏祭を神葬祭に改めることを許され、翌五年二月には郷内すべての廃寺を請い同六年四月四日認可された。（十津川記事）現在十津川村には一寺も存在しない。」

とある。すなわち顕孝庵も明治初年の廃仏毀釈の波を免かれ得なかつた一寺院であつたのではなからうか。天叟という僧についても『日本仏家人名辞書』に四名あるがすべて曹洞宗の僧であつてかつ年代も合わない。寄附者山中善蔵についても未だ手掛りがない。あるいは十津川郷の人であらうか。

(2) 箱中におさめられた紙片。

(イ) 長さ三五、八センチ、巾六センチ。

光嚴院御宸翰 子爵 田中光顯君

(ロ) 長さ三三センチ巾一二センチ

四六 光嚴院御宸翰

金百拾八円

主	会
永	中
井	村
	藤
	田

（金額の上には「売切」の丸い朱印。会主のうち中村の上に朱の角印。上辺に「引合」という割印あり）

すなわちこれは、売立の時、田中光顯が百十八円で入札したこと。この出品者はその売立会の会主の一人中村某である

ことを示している。なお箱蓋の裏側の隅に「琴山」の印のある小紙片が糊ではりつけてあるが、虫損がひどくて読みとれない。

以上の二つの資料は私たちに、享和元年に十津川郷の妙心寺末の寺院に寄附せられ明治初年の廃寺に伴い、骨董商の手にわたり、鑑定家琴山の極めをうけて光厳院宸翰と定め、売立会の目録四六番に載せられそれを田中光頭が落札入手したことを示している。

田中光頭は入手して後、修史局の求めによって呈示し、それ以後姿を消したのが、この一幅であったことを語っているのである。

この田中光頭は著名な明治の功臣で天保一四年（一八四三）高知県に生れ幼名頭助。武市瑞山（半平太）に師事して土佐勤王党に属し王事に奔走。明治元年（一八六八）兵庫県権判事を最初に主として会計方面に活躍、西南の役には会計部長として従軍、のち陸軍に入り、同十四年陸軍少将、同二年予備役編入、元老院議員・警視總監・宮中顧問官、同二五年に子爵を授けられ、明治三年に宮内大臣となり在職十一年間、宮中に並ぶものなき勢力をきびぎ同四〇年伯爵となったが、収賄事件によって、官職を辞任、以後官政界から退き昭和一四年（一九三九）三月二八日没。この履歴をたどると明治二五年より以後間もなく、この宸筆一卷を入手したことが推測される。なお田中光頭は明治維新関係の全国にわたる志士と明治の頭官、ならびに名士の遺墨・書簡その巻軸類八百点と維新史・日本史・復刻稀観本など一万三千点、皇室御下賜品約百点を郷里の高知県佐川町に寄贈し青山文庫として公開しているが、そのなかに含まれていなかったのはおそらくは北朝の天皇の筆蹟であったが故ではなからうか。いつ田中家から離れたか不明であるが、尾高正久氏の義兄（故人）が昭和二〇年以後、間もなくのころに東京で入手されたらしいという事のみで、その委細は不明である。

この貴重な御宸筆が、全く損傷なく丁重に今日まで保存せられて来たことを喜び、ここに紹介する。なお村田正志先生の御著書ならびに直接の御指導に末尾ながら、厚く御礼申上げる次第である。（六一・一・一五）

(補) 前掲の和歌翻刻の第二首で「マ、一」と注記した「国やたれ」について『史徴墨宝』巻末の考証は「第二歌ノヤハ本ハミナリシヲ国ミだれノ語ヲ忌ミテ後人改竄セント覚ユ」と述べているが、原本には全く改訂のあとは見られず、ここでいう後人とは何を意味しているのか解釈にくるしむ。では光厳天皇自らの誤記であろうか。「国やたれ」とあるは「国みだれ」の誤りとするのがもっとも自然であろうが、もし原形のままに考えることは不可能であろうか。いま『日本国語大辞典』を見ると「やた」という語がある。

やた『副』(「に」を伴って用いることもある) やたらに。むやみに。雑俳・太箸集―三「役に立ず・南瓜の花がヤタニ咲く」雑俳・太箸集―五「留守の庵・細辛がやた殖て居る」[方言] ①むやみ。やたら。埼玉県秩父郡②たくさんさま。名古屋

やたらという言葉には秩序、節度などが無いことをいうのであるから、第二句以下の「民やすからぬ末の世に」と続くことばとしてふさわしい。しかし、やたがやたれとなる例は他に見出し得ないし、歌語としてもふさわしくない。やはりこれは誤記としなければならぬだろうか。一つの疑問として付記しておく。